

機械等設置に係る届出について

以下の機械等を設置、移転、主要構造部分を変更する場合は、工事開始の30日前までに長崎労働基準監督署への届出が必要です。

届出が必要な機械類を以下に抜粋していますので、設置等に当たっては、各事業場衛生委員会にて報告後、工事開始の遅くとも40日前までには、届出書類一式を保健・医療推進センター宛送付ください。

計画の届出をすべき機械等 以下の機械の設置、移転、主要構造部分の変更	届出様式等	関係条文
<p>●ボイラー (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、電気事業法の適用を受けるもの、移動式ボイラー及び小型ボイラーを除く)</p>		安衛法88条1項、2項 安衛則88条、89条
<p>●第一種圧力容器 (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるもの、移動式ボイラー及び小型圧力容器を除く)</p>	種類や届出内容によって様式が異なるため、要確認	ボイラー則10条、11条、12条、14条、41条、45条、48条、56条、59条、76条、80条、83条、91条
<p>●有機溶剤等設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備 2. 局所排気装置 3. プッシュプル型換気装置 4. 全体換気装置(移動式のものを除く) <p>※6月未満の期間で廃止するものは届出不要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 設備等の図面 二 作業場所の図面 三 局所排気装置にあっては局所排気装置摘要書(様式第二十五号) 四 プッシュプル型換気装置にあってはプッシュプル型換気装置摘要書(様式第二十六号) 	安衛法88条1項、2項 安衛則88条、89条 有機則5条、6条
<p>●特定化学設備等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1類物質又は特定第2類物質等を製造する設備 2. 特定化学設備(特定第2類物質又は第3類物質を製造し、又は取り扱う設備で移動式以外のものをいう)及びその附属設備 3. 特定第2類物質又は管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備 4. 排ガス処理装置であって、アクロレインに係るもの 5. 排液処理装置 <p>※6月未満の期間で廃止するものは届出不要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 二 建築物の構造 三 設備の配置の状況を示す図面 四 局所排気装置が設置されている場合にあっては、局所排気装置摘要書(様式第二十五号) 五 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあってはプッシュプル型換気装置摘要書(様式第二十六号) 	安衛法88条1項、2項 安衛則88条、89条 1.特化則第2条第1項第1号、特化則第4条第1項 4.特化則第10条第1項 5.特化則第11条第1項
<p>●放射線装置等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射線装置 2. 放射線装置室 <ol style="list-style-type: none"> ①エックス線装置 ②荷電粒子を加速する装置 ③エックス線管若しくはケトロンからのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置 ④放射性物質を装備している機器 3. 放射性物質取扱作業室 4. 放射性物質に係る貯蔵施設 <p>※6月未満の期間で廃止するものは届出不要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 管理区域を示す図面 二 放射線装置にあっては放射線装置摘要書(様式第二十七号)、その他の機械等にあっては放射線装置室等摘要書(様式第二十八号) 	安衛法88条1項、2項 安衛則88条、89条 1.2.電離則第15条第1項 3.電離則第22条第2項 4.電離則第2条第2項